

令和5年小田原市議会12月定例会議案

(報告第31号～報告第37号)

令和5年11月27日提出

目 次

報告第 3 1 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 3 2 号	専決処分の報告について……………	2
報告第 3 3 号	専決処分の報告について……………	3
報告第 3 4 号	専決処分の報告について……………	4
報告第 3 5 号	専決処分の報告について……………	5
報告第 3 6 号	専決処分の報告について……………	6
報告第 3 7 号	専決処分の報告について……………	7

報告第31号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守屋 輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年9月28日
- 2 損害賠償額 299,750円
- 3 相手方 平塚市高根一丁目1番11号
レモンガス株式会社
代表取締役社長 赤津 欣弥
- 4 事故の概要 令和5年7月12日午前8時50分頃、市内酒匂937番付近の市道4326において、集積場所のごみを収集するため環境事業センター職員がごみ収集車を後退させたところ、相手方車両の右後部側面に接触し、これを破損させた。

報告第32号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守屋 輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年10月20日
- 2 損害賠償額 258,480円
- 3 相手方 小田原市南鴨宮三丁目6番8号
株式会社ホームタホールディングス
代表取締役 本田 武士
- 4 事故の概要 令和5年7月15日午前8時30分頃、相手方車両が市内上曾我2916番付近の農道を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、右前輪のホイール及びタイヤを破損した。

報告第33号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年10月6日
- 2 損害賠償額 140,000円
- 3 相手方 小田原市寿町一丁目7番3号
特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう
理事 美濃島 恭一
- 4 事故の概要 令和5年7月6日午前9時25分頃、相手方車両が市内中町二丁目6番32号付近の認定外道路を後退していたところ、側溝蓋が外れ、右前輪が落輪し、車両の右前部分を破損した。

報告第34号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年10月24日
- 2 損害賠償額 30,580円
- 3 相手方 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
住友三井オートサービス株式会社
代表取締役社長 佐藤 計
- 4 事故の概要 令和5年10月2日正午頃、相手方車両が市内鴨宮223番付近の認定外道路において、道路側溝の上を通過したところ、がたついていた側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部を破損した。

報告第35号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年11月2日
- 2 損害賠償額 5,808円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和5年10月10日午後4時頃、相手方自転車が市内南鴨宮三丁目16番20号付近の市道0053を走行していたところ、側溝蓋の隙間に前輪が挟まり転倒し、これを破損した。

報告第36号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年9月20日
- 2 損害賠償額 239,525円
- 3 相手方 平塚市大神2545番地の1
株式会社クリーンサービス
代表取締役 島根 裕子
- 4 事故の概要 令和5年7月24日午前11時5分頃、みどり公園課職員の運転する公用車が市内曾我光海2番地の1の社会福祉法人積善会特別養護老人ホーム・ルビーホーム敷地内で方向転換のため後退したところ、後方に停車していた相手方車両の前方に接触し、これを破損させた。

報告第37号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守屋輝彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和5年10月2日
- 2 損害賠償額 110,000円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和5年8月23日午後9時10分頃、市内板橋578番付近の市道0026において、板橋地藏尊法要の特別警備の警備資機材を搬送していた資機材搬送車の無線用アンテナが露店に接触し、骨組み及びのれんを破損させた。